



野村證券が野村不動産マスターファンド投資法人＜3462＞株式の大量保有報告書を提出



東の野村不動産マスターファンド投資法人＜3462＞について、野村證券が9月3日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「証券業務に係る商品在庫、及び累積投資業務の運営目的として保有している。」によるもの。

報告書によると、野村證券の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、5.35%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2021年8月31日。